

堺市後期高齢者医療に関する条例施行規則の一部を改正する規則

堺市後期高齢者医療に関する条例施行規則（平成20年規則第72号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第5条」を「第6条」に改める。

附 則

この規則は、堺市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例（令和7年条例第40号）の施行の日から施行する。